

説明会、たより等でお知らせしてきました、土地区画整理事業によるまちづくりの前提である市街化区域編入等の都市計画決定が、平成30年3月30日をもちましてなされました。

なお、市街化区域への編入とともに、本地区は下記について決定がされました。

1. 土地区画整理事業区域としての都市計画決定

→ 今回、土地区画整理事業による計画的なまちづくりを前提として、市街化区域編入がなされました。なお、この決定とは土地区画整理組合設立の決定を意味するものではありません。

組合は、事業計画書等に関する同意書の取得後、県での認可を経て設立します。

2. 公共下水道（雨水、汚水）区域への編入

→ 快適な住環境を形成し、機能的なまちづくりに寄与する下水道の整備を計画的に行うために、整備区域に位置付けられました。

3. 都市計画道路の変更、決定

→ 既に計画決定されておりました六美吾妻線については、地区内の幅員を25.0m→16.5m（県道羽生田上蒲生線交差点部は右折ラインを確保するため19.5m）へと縮小になりました。

→ また新たに、地区内及び地区内外の安全な移動のために、六美西通りと六美東通りが計画決定されました。このような計画的な交通体系を構築することにより、県道羽生田上蒲生線との交差点部における信号機の設置もスムーズに行われるものと考えています。

4. 用途指定、地区計画の決定

→ 市街化区域とは、住宅、商業、工業といったすみわけを行い、各々が住み良く、活動しやすい計画的なまちづくりを進めていく区域になりますので、建築可能な建物ごとに用途指定が行われました。

本地区では、低層でゆとりある住宅地域を目指す「第一種低層住居専用地域」、住宅のほか事務所や商業施設等も立地可能な「第二種住居地域」、及び一定程度の工場等も立地可能な「準工業地域」の3つが指定されました。

→ また、用途指定を補完する詳細なまちづくりルールとして地区計画が決定され、壁面の位置、かきさくの種類、建築物の色等が定められています。